

# 松戸市教育委員会会議録

令和4年3月臨時会

# 松戸市教育委員会会議録

令和4年3月臨時会

|             |                    |     |                       |   |
|-------------|--------------------|-----|-----------------------|---|
| 開 会         | 令和4年3月23日 (水) 午後2時 | 閉 会 | 令和4年3月23日 (水) 午後4時15分 |   |
| 署名委員        | 教育長 伊藤 純一          | 委 員 | 中西 茂                  |   |
| 出席委員<br>氏 名 | 教育長 伊藤 純一          | ○   | 委 員 山形 照恵             | ○ |
|             | 教育長職務代理者 武田 司      | ○   | 委 員 中西 茂              | ○ |
|             | 委 員 伊藤 誠           | ○   | 委 員 和座 一弘             | ○ |
| 出席職員        | 内訳別紙のとおり           |     |                       |   |
|             |                    |     |                       |   |

|      |          |
|------|----------|
| 提出議案 | 内訳別紙のとおり |
| 特記事項 |          |

# 教育委員会事務局出席職員一覧表

令和4年3月臨時教育委員会

| No. | 部課名 及び 職制名 | 氏 名    | No. | 部課名 及び職制名 | 氏 名 |
|-----|------------|--------|-----|-----------|-----|
| 1   | 生涯学習部 部長   | 渡部 優樹  | 21  |           |     |
| 2   | 学校教育部 部長   | 西川 康弘  | 22  |           |     |
| 3   | 学校教育部 審議監  | 堤 和子   | 23  |           |     |
| 4   | 教育企画課 課長   | 川野 康仁  | 24  |           |     |
| 5   | ” 専門監      | 壁 和宏   | 25  |           |     |
| 6   | ” 補佐       | 渡辺 貴生  | 26  |           |     |
| 7   | ” 主幹       | 武田 茂   | 27  |           |     |
| 8   | ” 主幹       | 永淵 智幸  | 28  |           |     |
| 9   | ” 主査       | 杉本 政裕  | 29  |           |     |
| 10  | ” 主事       | 山本 真優子 | 30  |           |     |
| 11  | 学務課 課長     | 石橋 聡   | 31  |           |     |
| 12  | ” 補佐       | 鈴木 俊世  | 32  |           |     |
| 13  | ” 補佐       | 萩原 弥生  | 33  |           |     |
| 14  | 保健体育課 課長   | 久保田 昭彦 | 34  |           |     |
| 15  | ” 補佐       | 御園生 朋寛 | 35  |           |     |
| 16  | 教育研究所 所長   | 佐藤 正大  | 36  |           |     |
| 17  | ” 補佐       | 新木 準一  | 37  |           |     |
| 18  |            |        | 38  |           |     |
| 19  |            |        | 39  |           |     |
| 20  |            |        | 40  |           |     |

## 令和4年3月臨時教育委員会会議次第

1 日 時 令和4年3月23日（水） 午後2時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報 告 等

4 その他

## 令和4年3月臨時教育委員会会議 議題目次

### (1) 議案

#### ① 議案第50号

松戸市立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令の制定について

(保健体育課) …p1

#### ② 議案第51号

松戸市立幼稚園管理規則及び市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則を廃止する規則の制定について

(学務課) …p5

#### ③ 議案第52号

入学する学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(学務課) …p7

#### ④ 議案第53号

松戸市立高等学校教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(学務課) …p10

#### ⑤ 議案第54号

松戸市立学校職員服務規程及び松戸市教職員研修奨励規程の一部を改正する訓令の制定について

(学務課) …p12

#### ⑥ 議案第55号

松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

(教育企画課) …p14

⑦ 議案第56号

松戸市教育委員会事務決裁規程及び松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部  
を改正する訓令の制定について

(教育企画課) … p34

⑧ 議案第57号

令和3年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校の教職員の任免について

(学務課) … p55

⑨ 議案第58号

松戸市教育委員会職員の人事について

(教育企画課) … p56

(2) 報告等

① 「松戸市立中学校の標準服(制服)のあり方に関する検討」のまとめについて

(教育研究所) … p57

**教育長** 傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議には現在傍聴したい旨の申出はありません。

今回の傍聴につきましても、新型コロナウイルス感染症への対策として考えていたわけですが、そろそろ同室でできるようになればいいなと思っています。

なお、これ以降傍聴の申出がある場合には、事務局への受付をもって別室への入室許可に代えることといたします。

---

#### ◎開 会

**教育長** ただいまから令和4年3月臨時教育委員会会議を開催いたします。

---

#### ◎会議録署名委員の指名

**教育長** 開会に当たり、本日の会議録署名人を中西委員にお願いいたします。

よろしくお願ひします。

---

#### ◎議案の提出

**教育長** それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案9件、報告等1件となっております。このうち、議案第57号及び議案第58号は、人事に関わる案件となります。したがいまして、議案第57号及び議案第58号の審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第57号及び議案第58号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、議案第57号及び議案第58号の審議は秘密会といたします。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第57号及び議案第58号を秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更す

ることとし、報告等及びその他につきましては、議案第57号及び議案第58号の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長** ご異議がないものと認め、報告等及びその他につきましては、議案第57号及び議案第58号の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は武田教育長職務代理者をお願いいたします。よろしくお願ひします。

---

#### ◎議案第50号

**教育長職務代理者** それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第50号「松戸市立学校職員安全衛生管理規定の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

保健体育課長。

**保健体育課長** 議案第50号「松戸市立学校職員安全衛生管理規定の一部を改正する訓令の制定について」説明させていただきます。

この議案の提案理由としましては、教育委員会の組織改編及び休園中の市立幼稚園を廃止するに伴い、関係訓令について所要の改正をするためでございます。

ページをめくりまして、松戸市立学校職員安全衛生管理規定の改正前後の対照表となります。「校長等」を「校長」に改め、第16条の「保健体育課」を「学務課」に改めるものです。

以上が説明となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

**教育長職務代理者** 議案第50号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

**伊藤委員**

庶務の担当が学務課に変更になる第16条の委員会というのはここでいきなり出てくるんですけども、この委員会というのは衛生委員会のことだろうと思うんですけども、どういったメンバーでどういうふうに機能しているものなのかということをお教えいただければと思います。

**教育長職務代理者** 保健体育課長。

**保健体育課長** 安全衛生委員会につきましては、学校教育部長を統括安全衛生管理者として、小中学校の管理職、養護教諭、組合に所属している教諭、教育委員会の補佐職を含む15名の安全委員で構成されております。事務局は現在は保健体育課が行っておるところです。

以上です。

**教育長職務代理者** ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第50号を採決いたします。

議案第50号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第50号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

---

#### ◎議案第51号

**教育長職務代理者** 次に、議案第51号「松戸市立幼稚園管理規則及び市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則を廃止する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長。

**学務課長** 学務課の石橋です。よろしくお願いいたします。

議案第51号「松戸市立幼稚園管理規則及び市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則を廃止する規則の制定について」ご説明いたします。

本議案は、1月定例教育委員会議でお諮りし、令和4年3月定例市議会へ提出した松戸市立幼稚園設置条例及び市立小学校附属幼稚園入園料保育料徴収条例を廃止する条例に付随している松戸市立幼稚園管理規則及び市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則について、条例の廃止に伴い6ページのとおり、松戸市立幼稚園管理規則及び市立小学校附属幼稚園保育料等の減免措置に関する規則を廃止する規則を制定するため、提案するものでございます。

このたび制定する規則は、令和4年4月1日から施行予定でございます。

よろしくご審議お願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第51号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

質問、ご意見等ございますでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

議案第51号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第51号は原案どおり決定いたしました。

---

#### ◎議案第52号

**教育長職務代理者** 次に、議案第52号「入学する学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長。

**学務課長** 議案第52号「入学する学校の指定に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

本議案につきましては、さきの議案第51号と同様に、松戸市立幼稚園設置条例及び市立小学校附属幼稚園入園料保育料徴収条例を廃止する条例の廃止に伴い、入学する学校の指定に関する規則について、8ページのとおり、幼稚園の学区について第2条第1項第1号及び第2号を削除するため、入学する学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定するため提案するものでございます。

このたび制定する規則は、令和4年4月1日から施行予定でございます。

ご審議よろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第52号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問、ご意見等ございませんか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第52号を採決いたします。

議案第52号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第52号は原案どおり決定いたしました。

---

◎議案第53号

**教育長職務代理者** 次に、議案第53号「松戸市立高等学校教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長。

**学務課長** 議案第53号「松戸市立高等学校教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

議案資料10ページをご覧ください。

千葉県教育委員会では、臨時的任用職員の人事評価結果の取扱いについて、令和3年度から前年度の評価結果を勤勉手当に反映する変更を行いました。この変更に伴い、松戸市立高等学校の臨時的任用職員においても、令和4年度から同様の取扱いを実施するために本議案をご審議いただくものです。

具体的な改正点につきましては、資料を1枚めくっていただき、11ページをご覧ください。

松戸市立高等学校教育職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則の案でございます。

改正の前後についての対照表をご覧ください。当該規則の職員区分ごとの評価者を定めた第6条の表中、職員区分の中に「講師」を追加し、松戸市立高等学校の臨時的任用職員を人事評価の評価対象としたのが改正点でございます。人事評価の結果の勤勉手当への反映の詳細については、別途、松戸市立高等学校教育職員の総合評価結果の勤勉手当への反映に関する要領を一部改正し、千葉県教育委員会の規定に準じて定める予定でございます。

以上が教育職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定についての説明となります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第53号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

**伊藤委員** 提案理由によると、松戸市立高等学校の臨時的任用職員とあるんですが、この11ページの改正後の表によると講師となっていますが、講師と呼ばれない臨時的任用職員というのはいなくて、臨時的任用職員と講師とがイコールだと考えていいんでしょうか。

**教育長職務代理者** 学務課長。

**学務課長** 講師につきましてを臨時的任用職員という形で呼んでいるところで、同等でございます。

以上でございます。

**教育長職務代理者** 伊藤委員。

**伊藤委員** 今のご説明だと、講師は臨時的任用職員だということなんですけれども、そうすると、講師ではない臨時的任用職員というのはいないと、そういうカテゴリーに入る人はいないと理解していいですか。つまり、提案理由のところは臨時的任用職員の人事評価というような書き方をされているので、もしそうであれば、こちらの改正後の表のほうにも臨時的任用職員と書かれればいいのになと思ったんですが、ここには講師とあるので、何か講師と臨時的任用職員を使い分けておられるのかなと思ったんでお聞きしているんですが。

**学務課長** こちらにつきましては、同じ意味合いで書いてあると。

**伊藤委員** 全くイコールですか。

**教育長職務代理者** 学務課補佐。

**学務課補佐** この講師と申しますのは、教育職員の中の臨時的職員になります。そのほかの用務員でありますとか、教育に携わっていない臨時的任用職員もいますので、講師と言えど教育に携わる臨時的任用職員になります。それが対象でございます。

**教育長職務代理者** 伊藤委員。

**伊藤委員** そうすると、講師ではない、教えたり何かしておられない臨時的任用職員というのも用務員の方とか何かでおられるということですよ。ですから、ただその人たちについては今回の人事評価云々には関わってこないということですか。

**教育長職務代理者** 学務課補佐。

**学務課補佐** こちらは教育職員の人事評価に関する規則ですので、そういった方たちについては対象になってございません。

**伊藤委員** 分かりました。

**教育長職務代理者** ほかにご意見、ご質問等はございますでしょうか。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

今の伊藤委員と少し重なるかもしれないんですが、今回講師という方が臨時的任用職員という形で評価の対象になり、その評価は勤勉手当というものに反映されていくというところなんで、今まではそのような形がなかったという理解でよかったのかということと、例えば養護助教諭及び実習助手というのも初めて聞くお名前だったので、このような方たちは正規雇用なのか。例えば、この方たちも実は臨時的任用職員さんなのかということも少し区別というか、どんな形なのかなというのも少し気になりながらお話を聞いてました。助教諭というもありますね。

このカテゴリーの中で、講師というのは先生だと思えるんですけども、この助教諭のところとか、助ける及び実習助手みたいな方たちもどんなことをされているのかということも簡単に、それも説明していただけたら理解が深まるので、お願いいたします。2点です。

**教育長職務代理者** 学務課補佐。

**学務課補佐** それではお答えいたします。

まず、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び実習助手につきましては、こちらは臨時的任用職員ではございません。助教諭につきましては、教諭の職を補助する役割だと考えていただければと思います。また、養護助教諭につきましても養護教諭を補佐して生徒の養護に当たるという職でございます。実習助手につきましては、主に高校で、例えば専門科目、工業でありますとか、農業でありますとか、そういった実習に関わる補佐をする役割とお考えいただければと思います。

今回の改定ですけれども、臨時的任用職員に対する反映は、県も今年度までは行っていなかったというところがございます。

**山形委員** 山形です。

では、今年からこの議案が通って評価ができて勤勉手当については発生して、またそれは新たに何かあるんでしょうか。その勤勉手当のことに関しては、もう決まっているものがあるので、それをそのままいくような形の流れで。

(「そうです」の声あり)

**山形委員** 分かりました。ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ほかにございますでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ほかにご意見、ご質問等はないようでございますので、質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第53号を採決いたします。

議案第53号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第53号は原案どおり決定いたしました。

---

◎議案第54号

**教育長職務代理者** 次に、議案第54号「松戸市立学校職員服務規程及び松戸市教職員研修奨励規定の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長。

**学務課長** 議案第54号「松戸市立学校職員服務規程及び松戸市教職員研修奨励規定の一部を改正する訓令の制定について」ご説明いたします。

本議案につきましては、さきの議案第51号と同様に、松戸市立幼稚園設置条例及び市立小学校附属幼稚園入園料保育料徴収条例を廃止する条例の廃止に伴い、松戸市立学校職員服務規程及び松戸市教職員研修奨励規定について、13ページのとおり、松戸市立学校職員服務規程第1条の松戸市立幼稚園管理規則について削除いたします。

また、松戸市教職員研修奨励規定第2条第1項第1号及び第3号の幼稚園の記述部分を削除するため、松戸市立学校職員服務規程及び松戸市教職員研修奨励規定の一部を改正する訓令の制定を行うために提案するものでございます。

このたび制定する訓令は、令和4年4月1日から施行予定でございます。

ご審議よろしくをお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第54号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

服務規定に関してはイメージがつくんですが、松戸市教職員研修奨励について簡単にどのような形か教えていただけますでしょうか。

**教育長職務代理人** 学務課長。

**学務課長** こちらにつきましては、教職員の研修の関係です。資質向上等を目指すための研修に関する規定がございます。そちらのほうの内容につきましても、小中という形にして幼稚園の教職員というのをこの部分で削除したという形になります。

以上でございます。

(「そういう質問。違うよね。研修奨励の内容を聞きたいということ」の声あり)

**山形委員** 山形です。

例えば、休暇が取れるだとか、研修の費用が幾らか負担されるだとか、そのようなところで分かるところがありましたら教えて下さい。

**教育長職務代理人** 学務課長。

**学務課長** 研修の内容的なものということでございますと、やはり各教科の指導力の向上のための研修を指導課等で行っているもの内容が入ってくると思うんですけども、各教科の研修内容等です、教職員に関わる。具体的な例ということですか。

**山形委員** 山形です。

その中身というよりも、お休みだとか、研修に関する費用の負担の補助、そういうようなことが規則の中に入っているというか、奨励の規定というのはそういうことなんでしょうかという確認だったんですが。そういう理解でよかったですでしょうかということなんです。

**教育長職務代理人** 学務課長。

**学務課長** 研修に関する奨励というもので掲げられているものは、学校及び教職員に奨励する研修の事業、それから教職員に助成する研究や研修の事業、そして団体に委託する研修の事業ということが掲げられている規定になっております。

以上でございます。

**山形委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理人** ほかにご質問、ご意見等はございますか。

学校教育部長。

**学校教育部長** 今の点をちょっと補足させていただきますと、研修の奨励費というのがあります。

して、それは指導課のほうで担当させていただいております。それぞれの学校が見識を深めるために活用したりとか、そういうことで行っております。今ちょっと詳細、どういうふうに各学校が使っているかというところはちょっと今、指導課に確認しないとちょっと答えられないんですが、山形委員さんがおっしゃっているような各学校で研修のために活用するというような狙いで正しいかというふうに思います。

以上です。

**教育長職務代理者** 活用方法は各学校にお任せしているということでしょうか。

**学校教育部長** お任せというか、各学校がやりたい研修は各学校で不足している、これを力入れてやりたいとか、そういう研修の狙いが各学校によって違いますので、同じものもあれば違うものもあるというような形で進めさせていただいているというふうなことだと思います。

以上です。

**山形委員** 山形です。

そのような研修を推進するための規定だという理解をしておけばいいということですね。

分かりました。すみません。ありがとうございます。

**教育長職務代理者** ほかにご意見、ご質問等ありますでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第54号を採決いたします。

議案第54号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第54号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

---

#### ◎議案第55号

**教育長職務代理者** 次に、議案第55号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育企画課長。

**教育企画課長** 教育企画課でございます。よろしくお願いいたします。

議案第55号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則等の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

議案第55号では、松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則、松戸市教育委員会職員定数の配分に関する規則、松戸市教育委員会職員の職名に関する規則、松戸市教育委員会公印規則、松戸市公民館規則及び松戸市博物館管理運営規則の一部を改正するものでございます。

初めに、本議案の主な概要についてご説明させていただきます。

まず、現在、生涯学習部、学校教育部の2部14課1担当室であるのを2部11課5室へ改編し、学びの松戸モデルを推進していく体制を強化し、組織規模の適正化を図るために組織改編を行うものでございます。

生涯学習部につきましては、現教育企画課を教育総務課と教育政策研究課に分割し、教育総務課の統括機能の明確化を図りました。教育政策研究課は、教育長との連携を強化し、ICT情報化政策の推進、教育研究所の一部機能を統合いたしました。社会教育課につきましては、現社会教育課と現生涯学習推進課の統合などをし、課内には施設の合理化や新拠点複合文化施設対応としまして施設担当室を新設いたしました。また、学芸の効率的な運用や文化政策の強化としまして、文化財保存活用課を新設いたしました。

次に、学校教育部につきましては、現学務課を学校財務課と学務課に分割し、学校教育部の統括課として学校財務課を新設いたしました。学校給食担当室には、給食関係の公会計業務を担っていただくこととなります。学務課には、学校保健担当室を新設いたしました。現指導課につきましては、学習指導課と児童生徒課に分割し、学習指導課に体育関係指導と特別支援教育を担当業務といたしました。児童生徒課につきましては、不登校などの総合相談やいじめ関係を担っていただくことになりました。

今回はこの組織改編に伴う附則の改正になります。内容としましては、課名の名称変更、業務分担の振り分けなどの規則の変更や、組織改編に伴う字句の追加、訂正が多くございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第55号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

**教育企画課長** すみません、資料のほうを差し替えさせていただきましたので、ご承知おきください。

**教育長職務代理者** 和座委員。

**和座委員** 22ページですけれども、ここでまず保健体育課というのが前はあって、そこが学校医とか、あるいは学校保健に関することについて大体やっていたようですけれども、それが今回、課から担当室という形で移ったということでございますね。このことについては、どういったことでこういうふうな形で移行させたのでしょうか。

**教育長職務代理者** 教育企画課長。

**教育企画課長** 実際に今ある保健体育課自体も、例えば保健体育の部分とあと学校給食の部分で分かれているところがございます、その保健体育部分のところを、なおかつそこを現在の指導課のほうに指導の部分が行ったりですとか、あと保健のほうが今度できる学校保健担当室のほうに分割、移行するという形で業務に支障のない範囲で行うという形になります。スリム化じゃないですけれども、より業務が分かりやすくできるために行っているものです。

**和座委員** 分かりました。

それと、あともう一つは、いわゆるいじめとか不登校に関して、あとソーシャルワーク事務に関することということで、23ページ、22ページにわたって記載されている児童生徒課をつくっていただいたようなんですけれども、これは児童生徒指導対策室というのが前ありましたけれども、大体この仕事がこちら児童生徒課のほうに移っているというふうに考えていいんですか。

**教育長職務代理者** 教育企画課長。

**教育企画課長** 業務はそのまま受け継いでおります。

**和座委員** そうしたら、その中で最初の改正前には不登校支援に関することとか、不登校支援の研修及び調査に関することとか、スクールソーシャルワーク事業に関することとかということが入っていなかったようですけれども、これは今回新しく強化するためにこれを持ってきたということですか。特にこの部分についての記載が改正前のところにはちょっとなかったようなんですが、これはどうなんですか。

**教育企画課長** それは旧のほうの教育研究所のほうの業務のほうに入っております。

**和座委員** 教育研究所のほうの話なんですね。

**教育企画課長** 旧の研究所のほうから新しい児童生徒課のほうに入っているという形になります。

**和座委員** そうですか。分かりました。

そうすると、そういうふうな研究部門の部分をさらに研究にある意味では特化しながら、あとこういった児童に対する支援に関しては分割させて、より一層こちらのほうに入れることによって支援を強化させようという、そういうことなんですね。

**教育企画課長** はい。

**和座委員** 分かりました。

それから、学習指導課の中で医療的ケア児に関することというのがありますけれども、これも、前のほうの改正前のところで見えていないんですけれども、これはどこにあったんですか。

**教育企画課長** それは教育研究所のほうにございました。

**和座委員** それをこちらのほうに持ってくることによって、どういったことを狙っていらっしゃるんですか。

**教育企画課長** 狙いというか、その業務そのものを今度の新しい学習指導課のほうに移行するという形になりますので、特に業務がなくなるというわけではございません。

**和座委員** 分かりました。

もともとその教育研究所の中でこれがあったというのは、そもそもどういう意味合いがあったんですか。つまり、一般的に言えば、研究と実践との中でできるだけ密接に関わっていればそれはいいことですが、そういう意味合いでもともと研究所の中にあったんですか、こういったものが。

**教育企画課長** もともと教育研究所自体は教育の研究をする場所ではあったんですけれども、役割は担っていたんですけれども、やっぱり特別支援学級とかそういうものが多様化してきて、そちらの部分の業務がすごく多くなってきたのが現状というところはございます。

今回の組織改編の中で、教育における研究部分を教育政策研究課というのを新しくつくりまして、そこの一部を、研究の部分をそちらのほうで担っていただくという考えがございませぬ。

**和座委員** そうすると、不登校とか、いわゆるそういった医療的ケア児に関しての話というのが、前はちょっとやっぱり研究の対象みたいなところがあったわけですか。それがより一層一般化されることによって、今回こういうふうな形で組織改革をしたという解釈ですか。

**教育長職務代理者** 学校教育部長。

**学校教育部長** 少し補足をさせていただきますが、もともと教育研究所のほうで不登校、あと

特別支援を担当しておりました。特別支援教育の研究を来年度から学習指導課のほうで担当することになりまして、それに付随しまして医療的ケア児の対応につきましても研究所が今年度まで対応しておりました。医療と福祉の連携というところを市長部局と担当していたところが研究所で対応していたんですけれども、それをその研究を深めていくために4月からは学習指導課のほうに移動をさせまして、特別支援の研究と医療的ケア児の対応のほうもこちらで研究させていただくというような視点でこちらに移管したという経緯でございます。

**和座委員** そうすると、研究もこちらの児童生徒課のほうで、やっぱりそういったことも並行してやるわけですか。

**学校教育部長** 児童生徒課のほうは4月からは新しい課になりますので、生徒指導と、あと不登校を中心に進めていきたいというふうに考えております。

**和座委員** その研究の部分については、政策課に移るわけですね。

**学校教育部長** はい。行っております。

**和座委員** その場合には、不登校とかいわゆる支援の部分と、研究の関係というのは、やはりその課の中でも十分に連携を取りながらやっていこうということなんですね。

**学校教育部長** そうですね、はい。というようなニュアンスで考えております。よろしく願いします。

以上です。

**教育長職務代理者** 教育長。

**教育長** 和座委員の今考えていらっしゃる研究という言葉とか、それから特別支援に関わることが最近いろんな用語が出てきていますから、多分入り混じって分かりにくくなっているんだと思うんです。

もともと松戸の教育研究所に特別支援教育が入って、その割合がどんどん膨らんできたのは、そもそも戦後は特殊教育、障害者の特殊教育という言葉がメインでしたけれども、割合としては本当に少ない子どもたちで養護学校、今は特別支援学校ですけれども、そういうところで教育されていたほんの僅かな対象であったものが、どんどんその時代の変遷とともに対象の児童生徒が増えてきて、そこを、やっぱり新しい教育ですから、当時としては、どこが担当するといった場合に、やっぱり新しい課題ですから研究所が担当する。それがさらに十数年前に特別支援教育というふうに名前が変わって、どんどんそのキャパが増えてきて、研究所が本来すべき教育の研究というものの割合がほとんどなくなってしまったというのが現実だと思います。その研究の、特別支援教育に関わるものも研究と言えば研究なんですけ

れども、現実には実態にどういふふうに対応するかという、そういうことのほうが増えてきてしまっている。

医療的ケア児とか、本当に新しい課題も出てきている。でも、実際には全部不登校にしろ、医療的ケア児にしろ、対応せざるを得ないですから、対応する課として学習指導課と児童生徒課があるというふうに理解していただければいいと思います。というふうに分けて4月からは担当をしていくと。例えばそこに新たにまた、特別支援に関わらなくても、関わっても、新たな教育課題が出てきた場合には、教育政策研究課の方で担当して、どういふふうな対応策がというふうにやって、実際にどういふ教育施策で出てくるかという流れに4月からはなっていくというふうに理解していただければと思います。

**和座委員** 分かりました。

**教育長職務代理者** 山形委員。

**山形委員** 山形です。

この第55号と第56号が少しまいでいる感じもありながらも、確認として、今ある教育委員会で行っているお仕事に関するのですが、削除されたことはないとは認知はしていますが、その確認です。削除されたことはないということの認識でよかったかという点。逆に、今回この改編をすることによって追加されたことがあったかどうかの確認が1点と。

私は市民としてと、子育て支援者として現場にいる中で、おやこDE広場に行かせていただいている中で、教育研究所のパンフレットがまだ置いてある場所がほとんどです。保護者委員としても、子どもが困ったなというときに、今は多くの方が、10年以上前から教育研究所さんに連絡をするというような頭があるので、その部分がきちんと切り替わって届くような、市民の方への告知に関して、もう4月から変わると思うんですけども、電話対応や、ホームページの修正など、今現状どんな形で内部として、この議案もあるんで並行してやっていたらと思うんですけども、その辺のご案内や、新しいリーフレットなど、学校への接続、入学式のときに昨年中学校の入学式にPTAで参加したときに、初めてソーシャルワーカーの先生が来てくださったんですね。お困りのことがあれば学区を越えてというか、私は常盤平なんですけれども、金ヶ作の学区のソーシャルワーカーさんが学区を越えてもということで顔を見せて安心させてくださったりはしていたんですけども、その接続先がはっきりしていることはとても重要なのと、大体困ったことって先輩のお母さんとかに聞くのが保護者の動きだったり、先生方自身も教育研究所に、何かあったらとなっているところがあると思うので、そのあたりの情報の届け方等、その辺のあたりが今決まっているところと

か、どういう動きかを教えていただけたらと思います。

**教育長職務代理人** 大きく2点でしょうか。

**山形委員** はい、2点です。

**教育長職務代理人** 生涯学習部長。

**生涯学習部長** この後企画課長のほうからお答えいたしますけれども、まず総じて申し上げますと、比較的大きな組織改編ですので、まずは市民の方が混乱しないように、もちろんホームページも今準備していますし、配布するリーフレット等々も抜かりがないように準備をしています。それで、あわせて、組織の場所も変わるので、今、引っ越しも同時に進め、混乱している中なんです、その周知もしっかりしますので、ご心配いただかないようにお願いします。

ただ抜けているところがもしございましたら、すぐにご連絡いただければ即座に対応いたしますので、遠慮なく情報を頂戴したいというふうに思っています。

それと、組織の関係で抜けるような業務というのはありません。逆に言えば、少し増えます。その辺、具体的なものを今からお答えいたします。

**教育企画課長** 基本的に削除につきましてははないんですけれども、1点だけ、先ほどと関連しまして、幼稚園の関係は削除となります。追加につきましては、医療的ケア児のほうの明確化のほうはさせていただいているところです。

あと、組織改編に伴う例えば電話対応とか、ホームページにつきましては、4月1日の広報まつどのほうでご案内のほうはさせていただく予定であります。それで、事前にホームページのほうは、ちょっといつとは言えないんですけれども、3月中にご案内という形になりますので、よろしくをお願いします。

**山形委員** 山形です。

ありがとうございます。広報に載るとかなり多くの方に情報が届くと思うんですけれども、ぜひ子育て支援、おやこDE広場20か所以上ありますので、そこにまだ研究所のリーフレットがきっと置いてあると思いますので差し替えて、あと保育園等などにもぜひ情報をどんどん届けていただきながら、本当にお子さんが就学するという不安感が高まっている機運が高いなというのを日々感じていますので、引き続きよろしくお願いします。

**教育長職務代理人** ほかに。

中西委員。

**中西委員** 中西です。

今のお話で追加するような発言ですけれども、いわゆる市民からすると教育相談的なことというのはどうしてもやっぱり気になるんだと思うんです。新しい表で見ると、児童生徒課の中に教育相談に関することということはちゃんと入っているので、恐らく教育相談をするには一義的には児童生徒課が担当だとは思いますが、そもそも児童生徒課という言葉自体に、この前何回か前に和座委員も発言されていたと思うんですけれども、文科省も児童生徒課という担当課が今あるので、知っている人にはあまり違和感はないんですけれども、でも恐らくその児童生徒課と教育相談というのがつながるかどうかというところがあると思いますので、そういう点は広報されるときに強調してやっていただいたほうがいいのかなと、今の発言を含めて思いました。

以上です。

**教育長職務代理者** 生涯学習部長。

**生涯学習部長** おっしゃるとおりだというふうに思っています。ようやく教育研究所というのが浸透し始めてきて、何をやっているかというのがだんだん分かり始めてきたところで今回の組織改編となります。ただ一方で、全く知らない人は教育研究所で特学のことをやっているとは課名からはなかなか思いづらかったということもあるんですよ。

やっぱり児童生徒課というもののほうが一般的名称ですから分かりやすいんですが、ただ最初ですから、きちんと情報を出して、今まで教育研究所でやっていたことがこちらに移りましたよということは丁寧にやっていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

**教育長職務代理者** 伊藤委員。

**伊藤委員** すみません。この16ページ以下の別表が今、議論になっていると思うんですけれども、この別表が今のお話だと外に出るといふふうに考えていいわけですよ。この別表の形で改正前と改正後というか、そういう形で出るといふふうに理解していいわけですね。

分かりました。そうすると、私も一般市民の目を見て、そういう形で見てみようかなと思っていたんですが、例えば生涯学習部の今までの教育企画課が教育総務課に変わりましたと、例えば教育企画課の人権教育推進のための総合調整に関することは、これは変わりますということで下線が引いてあるわけですよ。それで、どこへ行ったのかなと思って見ると、次のページにありますよね、教育政策研究課のほうに移ったと。

他方、その新しい教育総務課のほうは、教育企画課のほうからの引き継いでいるものには下線が引いていなくて、それぞれ新しく付け加わったものにそれぞれ下線が引いてあるとい

うことで、この辺までは非常に分かりやすく理解できるんですけども、その次の今までの社会教育課の業務には全部下線が引いてあって、それから以後も全部ずっと下線が引いてありますよね。

そうすると、これみんな新しく変わったのかというふうに理解してしまうんですけども、そうじゃなくて、例えばスポーツ課は、全く右も左も同じですよ。スポーツ課が全く変わっていないのであれば、いわゆる新旧対照表みたいに

左側にスポーツ課があれば右側にもスポーツ課を置くような形で書いていただいて、だから例えば一部空白ができてそれは仕方ないと思うんですよ。ないところで新しいものができれば左側が空白になるわけですから、そういうような形でもいいので、ちょっともっと分かりやすくしていただかないと、これを一般市民が見たときに、一体どこがどうで、どう変わったのか、非常に分かりにくいので、ちょっとそこを工夫していただけないかなと。やっぱりどこが変わったのか、どこが変わらないのかというのが分かりやすいようにしていただけるとありがたいなというふうに思います。

**教育長職務代理者** 教育企画課長。

**教育企画課長** すみません。委員のおっしゃるとおりで、今回どうしてもちょっと別表を大々的に変えた形で、新旧であれば要はスポーツ課のところにスポーツ課があるべきではあると思うんですけども、今回本部審査を通過したものを今回お示ししているんですけども、形的に要は詰めた形になりまして、このような示し方になったのは本当に大変申し訳ないんですけども、そういう形の表現になっております。

ちょっと今後こういう場合、どういう表現が皆様にお伝えできるのか、その辺をちょっと担当部局と調整していきまして、改善のほうを考えていきたいと思っております。すみません。

**伊藤委員** お願いいたします。

**生涯学習部長** ちょっと補足します。

これは法律文書なので冷たい感じの書き方でこのような書き方になっています。だから、市民にお知らせするものについては、今、伊藤委員おっしゃったとおり、もうちょっと右左が分かるような工夫をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**教育長職務代理者** 和座委員。

**和座委員** あと24ページですけども、ここに人数のことが書いてあって、結局教育研究所とそれから歴史館と博物館のこの部分については削除されて、その人数がそのまま事務局のほ

うに移行したというふうな形になっているわけですね。市民の方たちにすると、こういうふうな形で教育研究所は一体どこに行ってしまったのだ、博物館とか歴史館に関してはどういった形でこれが取り扱われているのか、その部分がなくなってしまったんじゃないか、どうなったんだろうというふうな多分気持ちを持たれる方もいらっしゃるかもしれないと思うんです。

一応、教育委員会の意図としては、これらについては、業務の内容についてはそのまま移管しながら、その関連の中でさらに質をよくするための仕組みをつくっていったということだと思ってくれるけれども、そのことをやっぱりしっかりと市民のほうに話さないと、何かこの部分については全く削除されてしまったとか、あるいは非常に小さくなってしまったとか、誤解される可能性があると思います。その部分をしっかりとやはり広報するなり、また、実際にそういった仕事をしていただきたいなと思います。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

ほかにございますか。

付け加えて、武田でございます。

今、和座委員がおっしゃった点と重なる部分なんですけど、新しい改正で文化財保存活用課という形で美術館準備室、博物館と戸定邸を一括というか、1つの課にさせていただいたということは非常に意義深いと私は思っております。というのは、やはりどうしても市内にある文化財でございますので、お互いに理解していなければいけない部分と、市民にとっては博物館で戸定邸のことを聞いても、あるいは戸定邸で博物館の企画内容を聞いても、博物館の中でやっている企画展が美術館準備室であっても博物館の人間に聞くことは当然あるわけで、その辺の理解というのが今までは分課されていることで非常に個々孤立にきちんと自分たちの業務だけやっていけばいいというイメージがやはりありました。そして、美術館準備室がなぜ1つだけ離れた形で社会教育課のほうにあるのかというのがちょっと疑問点でもありました。

実際のところは、専門職でございますので、博物館もリニューアルしたりとか、あるいは戸定邸も今、名勝指定されてから業務が逼迫しております。そして、松戸のたからもの展また企画展でありますけど、松戸市は非常に優秀な収蔵作品をたくさん持っております。その中で、以前学芸員を共有というようなお話も少しお聞きしましたが、それはなかなか難しいことで、現実問題は専門職が足りていないというのが現実だと思います。

その中でも、最低限市民サービスをしていく中ではお互いの理解はやはり深めている必要

性があって、1つの課に統一することでお互いを周知し、助け合うということが本当に可能なのであれば、自分の業務は業務、今にも増して恐らく忙しくなることは想像される中で、専門職が本当に少ない松戸市の文化系のお仕事をされている方がよりお互い助け合える形を明確に提示できたのかなというふうに今回の改正をすごくありがたく拝見しております。

以上です。

ほかにございますでしょうか。

和座委員。

**和座委員** 先ほど中西委員がおっしゃっていただいたんですけれども、児童生徒課というのが何かやっぱり私のイメージとすると、この内容と少し何かこうぴんとこないんですね。要するに不登校も含めていろいろなソーシャルワーカーとか、様々ないじめだとか、いろんなことで非常にある意味では子どもたちの人権というか、そういうものがしっかりと担保されているような状況を生むような、そういう環境をつくっていかないといけない重要な課であるとのイメージなのです。その中で一つ僕がよく話すことですけれども、体罰・いじめとか、こういうふうなことも含めて、様々な取組をしていかないといけないと僕は思うんです。

ちょっとこれは少し余談になりますけれども、今ウクライナで非常に子どもたちが大変な目に遭っている。あれを見ると心が痛みますけれども、そういうふうな人権に関しては、かつて国連でしっかりとした形で日本は批准しているわけです。その中で子どもの人権に関して批准はしたんですけども、しかし、国連からは日本はこういったことについてはまだまだしっかりとやらないといけないという勧告がもう何回も出ているんですけれども、政府はしっかりとした形では答えていないんです。

その内容として6つぐらい上がっているんですが、その中の一つとしては体罰ということが上がっている。いじめも含めてやはり日本の社会の中でのこのゆがんだ部分について大いに正していくことが非常に重要ではないかと私自身は思っているんです。

ですから、そういうふうなイメージとこの児童生徒課というのが何かちょっとこうぴんとこない。だから、もう少しそういった部分をしっかりとやっているんだということを、これはあくまでも私の意見ですけれども、もう少し分かりやすく市民に分かるような形で、この部署でそういったことが、充実したものができればいいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

**教育長職務代理者** ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ご意見等がないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

議案第55号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第55号は原案どおり決定いたしました。

---

◎議案第56号

**教育長職務代理者** 次に、議案第56号「松戸市教育委員会事務決裁規程及び松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育企画課長。

**教育企画課長** 教育企画課でございます。よろしくお願いいたします。

議案第56号「松戸市教育委員会事務決裁規程及び松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正する訓令の制定について」のご説明をいたします。

議案第56号は、議案第55号にて趣旨及び概要のほうを説明させていただいたところですが、議案第56号につきましても、組織改編に関連した改正となります。

議案第56号では、松戸市教育委員会事務決裁規程及び松戸市教育委員会公文書取扱規程の一部を改正するものでございます。理由としましては、議案第55号の説明時にもお話ししましたが、令和4年度に行われる組織改編に関連するもので、字句の変更等が数多く存在していることからご提案いたします。

改めて、ご審議のほうよろしくお願いいたします。

**教育長職務代理者** 議案第56号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

こちらについても確認で、新旧が新しくなることでの削除がないかどうかの確認と、この

多分書き方の様式だと思うんですけども、49ページと50ページのところに（削除）と空欄があるのは、この欄が空だから削除という意味で、改めてこの旧から削除したのがあるという表現ではないという理解でよかったかというのと、こちらもやはり改めて新しく何か追記されたものがありましたらご説明お願いいたします。

**教育長職務代理人** 教育企画課長。

**教育企画課長** 山形委員ご指摘の削除するということにつきましては、先ほどと同じく削除するものはございません。

あと49ページの関係なんですけれども、この削除の空欄的なところなんですけれども、この教育研究所のそれぞれの業務が行くところの先々の課のところに反映しているものから、こういう明記の仕方になるものでございます。

以上です。

**山形委員** ありがとうございます。

**教育長職務代理人** 武田です。

38ページ、39ページにまたがるところで、支出負担行為のところなんですけど、恐らく時代感と必要に迫られてというところなのかとは思うんですけども、消耗品費以下のところが額が倍で提示されているところなんですけど、どのような経緯があってこのような改正になったかを少し補足説明していただければと思います。

教育企画課長。

**教育企画課長** こちらの件につきましては、基本的には決裁の迅速化、事務の効率化を図るものであるんですけども、全庁的なことで変更することになっております。来年度から金額を上げることで、例えば教育委員会内で完結する決裁もありまして、例えば教育委員会内でもありますし、部内で完結する決裁があるものですから、決裁がそこで迅速化に決裁が完結することによって事務の効率化が図れる形になります。これは全部全庁的なものになりますので。今までは例えば金額によっては全部副市長だったり、市長までの決裁を受けないと業務のほうが決裁が下りないという形になっていたんですけども、その効率化を図ったものでございます。

**教育長職務代理人** あくまで効率化のための改正という。

**教育企画課長** はい。

**教育長職務代理人** ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

**教育長職務代理者** ないようですので、これをもちまして質疑及び討論を終結といたします。

これより議案第56号を採決いたします。

議案第56号については、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**教育長職務代理者** ご異議がないものと認め、議案第56号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

---

◎報告等

**教育長職務代理者** それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前に報告等、その他に移ります。

「松戸市立中学校標準服（制服）のあり方に関する検討」のまとめについてです。

教育研究所所長、お願いいたします。

**教育研究所長** よろしく申し上げます。

今年度検討してまいりました「松戸市立中学校の標準服のあり方に関する検討」について、別紙、ページでいうと57ページになろうかと思えます。別紙のとおりまとめましたので、ご報告いたします。

教育委員会が考える標準服の在り方のイメージは、図にございますように多様性の尊重や人権意識の向上を根底に5つの視点で検討を進めてまいりました。児童生徒や保護者の意見を基に新しい標準服の在り方について検討を進めたところ、既存の標準服や新しい概念の標準服など、多様な考えがあることが分かりました。市全体として統一したモデルを作成することは、これらの考えを尊重できないことになると考えます。

そこで、教育委員会での検討の詳細について各学校と共有し、それぞれの学校が実情に合わせてさらに検討を進めることが適切であると考えております。また、各学校で多様性や人権について学習を進めることで、よりよい結論に導けるのではないかと考えております。

今回お配りしたまとめを3月30日付でホームページに公開し、教育委員会のまとめといたします。

以上です。よろしく申し上げます。

**教育長職務代理者** ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

中西委員。

**中西委員** 多様な考えがあることが分かったので、市では統一的にモデルを示すのではなくて、実情に合わせて各校で検討してもらおうという前提であるということは今のご説明で分かったんですが、この表でそれが、この1枚で分かりますか。確かにイメージはこのとおりでと思うんですけども、結局どうするんだというところがもう少し何か明確に書いていただいたほうがいように私はこの1枚だけを見たときに思ったんですが、いかがですか。

**教育長職務代理者** それは期間とかそういう、期日とかそういったことでしょうか。

**中西委員** 市の、つまり教育委員会の方針はどうだということが明確になっているのかなという。詳細についてはホームページ等で公開しておりますと書いてあるので、現時点でのホームページを昨日あたり見てみたんですけども、いわゆる検討結果とかアンケートとか、それは詳しく書いてあるんですけども、市教委はどうするんですかというところはまだできていないんですか。もうできているんですか。そこはいかがでしょうか。ホームページで公開というのは、まだ文章はないということですか。

**教育長職務代理者** 教育研究所補佐。

**教育研究所補佐** 今回お示ししたこれをもって今年度の児童生徒からのアンケートとか、展示会の意見とか、そういうデータについてはずっとホームページのほうに公開をしまいいりました。それらのまとめとして、一応この形で最後お示しできればいいのかなというふうに考えているところなんです。

**中西委員** だから、つまり今出ているものプラスこの1枚で終わりということですよ、取りあえずの今年度は。

**教育研究所補佐** はい。そのように考えております。

**中西委員** それだと、この紙1枚で教育委員会では統一的なモデル云々という話は伝わるのかなという気がしたんですけども。

**教育研究所補佐** もともと検討の初めとして統一のモデルをつくるために検討しますということを行っているわけではないんですね、教育委員会の検討としては。一つの案としてそういうものはあるかもしれませんが、今年はどんな在り方が適切かということを検討しますということで、もともと始めておりますので、例えば統一モデルをつくると言っていたけれども、作りませんかと言っているというわけではないです。ですので、いろんなお話をお伺いして検討を重ねた結果、こういう在り方が教育委員会としてはいいんじゃないでしょ

うかということで、ぜひ学校にもこれを基に検討を進めていただきたいというまとめの仕方ということになります。

ですので、2番の最後のところを……

**中西委員** ですから、最後のところで各学校の実情に合わせて検討するということは分かるんですけども、最初にもともと統一的に何かをやろうと言っていないとはいえ、教育委員会としてはこういう立場だということが一言どこかにあったほうが分かりやすいんじゃないかなと思ったんですよね、読んで。というのは、とにかくこの1枚を見ただけでは、教育委員会の方針って何なんだろうというのが読み取れなかったんです。議論されてきてこういうイメージですということは分かったんですけども。だから、何か一言加えてもいいのかなという気がしているんです。いかがでしょうか。

**教育長職務代理者** 方向性を検討していただくというような形で何かもう少し具体的なものというか。

**中西委員** 多様な考えがあることが分かったので、やっぱり教育委員会としては統一的なモデルを示すことはしないでこういうふうにやりますというふうな文章にすれば、そういう一言が入っていればより分かりやすいんじゃないかという気がしたんですけども。

**教育研究所補佐** 何か一文をということなんです。

**教育長職務代理者** そうですね。明確に分かるような文章をきちんと添えた形で。

**中西委員** 検討いただければと思います。

**教育長職務代理者** ちょっと検討していただければと思いますが。

**教育研究所補佐** はい。教育委員会として例えばこの意見を書くということは、ある意味ではその意見に収束させるということでもあると思うので、何ていうんでしょうか。多様性を…  
…

**教育長職務代理者** つくるとかつくらないということじゃないとしてということであるならば、それをきちんと書きましょうというご意見だと思いますが。

**教育研究所補佐** 分かりました。では、検討をさせてください。ありがとうございます。

**教育長職務代理者** 追加で。

ご説明の中で、授業を通してということをおっしゃっていたんですが、どのような学習内容のことを想定していらっしゃるのか。今、学校等に例えばご連絡していることとかお願いしていることがあるのであれば、教えていただきたいと思います。

**教育研究所長** 例えば、他者理解という部分が入ってくると思います。現状では女子の生徒で

スカートはどうしてもはきたくないという生徒もいると。それが原因で学校に行きたくないとか、そういったケースもございます。それを授業の中でそういった道徳に関連する部分になると思いますけれども、これまで当然道徳という教科の中で指導はしてきたものの、やはり考える、考えさせるということが必要だというふうに思っております。

具体的な部分でいうと、そういったところをまず取っかかりで、現状コロナのこういう状況になっていて、そこにも他者理解という部分で進んできておりますので、ぜひそういった形で、これだけではございませんが、まず取っかかりとしてはこういった部分、取り組んでいけたらというふうに思っておりますし、既に学校によってはこういったところを取組が始まっているところもございます。

以上です。

**教育長職務代理者** 武田でございます。

今聞いてぜひお願いしたいと思えます。指導課さんであるとか、あるいはちょっと今組織改編で名称が変わったので課が分からないんですけれども、いじめとかそういった児童生徒課でしたっけ、そちらと連携する形ですごくいいきっかけになると思えます。より拡大解釈をした形で制服というところにとらわれずに理解を深めてゆき、それが最終的に制服に問題意識を持っていったときにそれがどうつながっていくのかというような幅を広げた学習内容として取り組めたら、この標準服のあり方の検討の意義が非常に深いものになるのかなというふうに想像できるので、ぜひ深い学びにつなげていただけたらと思えます。

**教育研究所長** どうもありがとうございます。

SDGsの視点でも、学習指導課のほうを来年度また進めていきますので、そういった部分で連携を図りながら進めていきたいと思えます。貴重なご意見をありがとうございました。

**教育長職務代理者** ぜひ結果報告もよろしくお願いたします。

何かほかにご意見等ございますでしょうか。

山形委員。

**山形委員** 山形です。

何時間でもしゃべれそうなテーマですが、まず、大人の生涯学習の視点でもぜひここは拡張していただかないと、大人のバイアスがとにかく大きいと思うんです。

私は助産師なので、生まれたときに、生まれる前から外性器の形をみて性別を決めていくんですけれども、それは形であって、その子たち自身が決めている性別ではないということすら気づかず、女の子はピンクだ、男の子は青だと、もう生まれたときから私たちが無意識

に押しつけているものがとてもあるというところを親自身が知らないという部分で、この動きが松戸市はまずこのアンケートをして検討したこと自身でほっとしたお子さんも親御さんもいるし、逆の立場の大人も多く、そのほうが半数以上でまだまだ難しい部分もありながら、多様性の理解をぜひ生涯学習のほうでも拡張していただきたいなと思いました。SDGsの視点では、やはりかばんや制服に関してはリサイクルのほうを中学校でもさせていただいていますけれども、コロナでうまくできなくて今はたまる一方だったりして困ってはいるんですが、リサイクルをやっている保護者会のある学校と、そうでない学校ともあったりしますし、それ以外にもたくさんのが、リサイクル可能と考えます。例えば鍵盤ハーモニカや縦笛に関してもプラスチックと考えるだけで、冷静に考えると本当にこれは1人に1つずつ要るんだろうかというところなど考えられる中で、とにかく大人がまず学んでいかなきゃいけないとか、偏見のまなざしが激しいなと思います。

高校生らしくとか、中学生らしくって、その「らしさ」は何なんだろうかというところをやっぱりフレームアウトして都内が動き始めていますけれども、その都内ですらやはりまだ偏見を持っている学校もあつたりだとかする中で、一例としてというか、このビジョンは示して、どうぞみんな検討してくださいと言っても、ちょっとだけヒントというか、絶対ではないけれども、キュロットやスラックスを進め、検討してもいる学校があります。

前例、例えばジャージに関しても男女同じか、もしくはなぜ男性女性に分かれて名簿が作成されているか、活動においてもなぜ男女が分かれるか。逆に言うと、男女分かれなければいけないシーンもあるとは思いますが、そのあたりをやはり大人、教職員、保護者、全ての大人がまず理解をし直しながら検討していくところで、制服だけではなくてジャージだとか、何かしら発生するものに関しての色のバイアスがあるかどうかや、態度のバイアスがないかどうかというところも大人自身が姿勢を整えていくことで、子どもがせっかくいい学びをして他者理解をしても、家に帰ってきたら全然理解されないみたいなそごが生まれて逆に苦しくなっていて、じゃ、誰に相談すればいいんだみたいな苦しみが逆に生まれてくることもあつたりします。ぜひ松戸市全体として、やさシティとして多様性の理解と人権意識をたくさん深めるような発信をこの制服とともに伝えていってほしいなと思いますし、ヒントとしてそういうような視点を持っていない方のほうが多いと思いますし、島国ですし、日本人が多いですし、他者を理解することよりみんな一緒のほうが安心するよねという文化風潮がまだまだ続いて、それもとても大事で、協調性もすごく大切ですけれども、そこの部分での他者理解の視点を大人に届け、そして子どもにも両方届けられるような発信を検討されているとは思

います。それとともに具体的な少しアドバイスを校長先生たちや管理職の先生たちにも、どんどん具体的にご提案していかないとどうしていいか分からなくなってしまい、そして今、4月からもう行く子も、苦しい子ももういるんですね、既に。検討していくとまた、これ令和6年になっていますけれども、またその次、待たなきゃ、待たなきゃって待っていたら日々息苦しくて、行きたい学校も行けないみたいな子が増えていくので、もう現場、現場でできるところをぜひどんどん動いていただけるような具体的なそういうアドバイスといったらまた固めてしまうかもしれないです。こんな事例がと事例をたくさんお見せすることが指標というか、大きな指標、ビジョンというか、そういうところこのインフォグラフィックとつながっていくのかなんていうところを思っておりました。

以上です。

**教育長職務代理者** 武田です。もう1点、そういう観点とは別に家庭科では経済の授業が組み込まれてきていますよね。ちょうどこの制服というものが自分に一番身近な形で物の値段とということを考える、あるいは経済的に裕福な家庭もあれば、いろんな家庭がある中でその価格について考えると、いろんな拡大解釈、授業としての使いようというものがあるように思います。本当に具体例をもって、今、山形委員がご意見をくださったような、本当にいろんな意味での拡大解釈はより広く扱えるテーマだと思うので、ぜひ本当に有効活用していただければありがたいと思います。

中西委員。

**中西委員** すみません。追加で一言。そういう状況もあると思うので、今後の検討状況もできるだけ、どうなんでしょうか、半年なのか1年後なのか分かりませんが、教育委員会としてこういう全体で統一的なことはやりませんという以上は、逆に各校でどうなっているのかという状況を一定期間を置いたらやっぱり我々にも報告していただきたいという気がいたします。

以上です。

**教育研究所長** ご意見ありがとうございました。

教育委員会といたしましては、これで終わりということではございません。今年度、ご存じのように教育研究所が事務局を務めさせていただいておりますので、来年度も学校のほうが困らないようにそういった形で状況も把握しながら進んでいくというふうに思っておりますので、ご理解ください。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

和座委員。

**和座委員** ちょっと一言言いたいですけれども、ここに社会の変化の中で多様性と人権意識という2つがありますけれども、ここの2番目のところで検討のポイントの中に、児童生徒の考えというのがあります。今まで制服云々ということ考えたときに、多くの場合大人の考え方の押しつけみたいなのがあって、多分お子さんたちがどんなものを着たいとか、そういうふうな自分自身の意思表示というのが非常に重要だと思うんです。

子どもの人権の中の4つの中の一つとして、参加する権利というのがあるんですけども、それは自分から自らいろいろなことを発表する権利があるということなんです。そういうふうなことも含めて多分この部分についてもしっかりとそういうような子どもたちの考えを聞くという場に、ぜひこの検討の機会にさせていただきたいということが一つあります。

それからもう一つは、多様性ということなんですけれども、やはり少数派というか、それは例えばジェンダーでいえばそういった問題もある。それからあと例えばここには外国の方たちもたくさんいらっしゃいます。そういう人たちというのは、やっぱり文化の違いがありますから、着ているものというものについて、多少なりともやっぱり彼らの意見というものもどういうふうな考え方なのか、そういうふうなことも含めてそういった少数派の、少数派といたらあれですけども、外国人も含めていろいろな、ある意味では非常になかなか自分の意見を言えないような立場の人たちの意見も十分に尊重しながら多様性という部分でぜひそれも酌み取ってあげられるような試みをしていくことが、多分僕がさっき話をしたような人権の部分についての、多分これはそういった実践の場になるんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

**教育長職務代理者** ありがとうございます。

伊藤委員。

**伊藤委員** これ、分かりやすく言えば、来年度から各学校でそれぞれまず考えてくださいということだろうと思うんですけども、その過程でデザインを外部に委託しようじゃないかと、例えば経費がかかるということになった場合の経費をどう取り扱うのかという問題とか、あるいは標準服を令和5年度に決めた場合に、その相談にあずかっていない後から入ってくる子どもたちが、これは変えたいとそういう声が出てきたときに、いや、それはもう何年前前にあなたたちの先輩たちが決めたので、もうこれは数年間変えられないんですよというよう

なことなのか、あるいは、もうそういう声が出ればいつでもまた見直しをするというような考え方なのか、その辺のところはどういうふうに考えておられるのですか。そういう経費の問題とか、それから期間の問題というのは、何か一定の考え方というのはおありになるんですか。

**教育長職務代理人** 研究所補佐。

**教育研究所補佐** 検討の過程でいろんなメーカーさんにもお話を聞いています。デザインとかそういうものについて途中でお金がかかるとか、費用が発生するということはないということで、確認をさせていただいています。

今年度の教育委員会の検討の中では、小学生からも意見を聞いたりしています。ですので、各学校にもこれを参考にとということですので、まだ入ってこない小学生や、そういう子どもたちからも意見を聞いていただけるといいなというふうには考えております。

ただ、何か出たときにすぐどんどん変えるというのは、やっぱり費用の問題もありますし、なかなか難しいことだと思いますので、できるだけ多くの意見を反映させて、各学校でご判断いただければいいかなというふうに考えております。

以上です。

**教育長職務代理人** ありがとうございます。

**伊藤委員** 考えてもしようがないのかもしれませんが、どこかの私立の中学校で制服を一つの売りにして生徒を集めようというような感じで、例えば有名なデザイナーに依頼してユニークな制服を作ったというようなことがありましたが、そういうようなことはまさか起こらないとは思うんですけれども、恐らくそういうことは想定しておられないということでいいわけですね。

**教育研究所長** ただいまありました、そういったことはないというふうには考えております。当然標準服を仮に変更するという学校が出た場合に、やはりそこで考えるのは、例えばですけれども、校内服、ジャージを変えるに当たっても物すごく金額を考えます、変更する際には。保護者のほうにもこれぐらいの金額になるんだけれどもという提案をして進めておりますので、デザイナーに頼んで、きっと頼めば素敵なものができるかもしれませんが、頼まなくても十分やっていけるというふうには考えております。

以上です。

**伊藤委員** それで結構です。

**教育長職務代理人** いろいろご意見をいただきましたので、ぜひまた途中経過とともにお知らせ

せいただければと思います。ありがとうございました。

---

◎その他

**教育長職務代理者** その他に移ります。

事務局より何か報告ありますか。

(「なし」の声あり)

**教育長職務代理者** 委員の皆様からは何かご報告ございますでしょうか。

(発言の声なし)

---

◎議案第57号及び議案第58号

**教育長職務代理者** では、続きまして、議案第57号「令和3年度末人事異動による松戸市立松戸高等学校教職員の任免について」及び議案第58号「松戸市教育委員会職員の人事について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第57号及び議案第58号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員はご退席をお願いいたします。また、別室モニターへの回線を一旦切断いたします。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、以上でございます。また、議案第57号につきましては、学務課長、議案第58号につきましては、教育企画課長、教育企画課専門監、教育企画課補佐、教育企画課主幹、教育企画課主査、以上となります。そのほかの方は退席してください。

(指定職員以外退席)

---

(以後、秘密会)

---

(関係職員等入室)

**教育長職務代理者** ご報告いたします。

秘密会にて、議案第57号及び議案第58号は、原案どおり決定いたしましたことを報告いた

します。

本日予定していた議題は以上です。それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

**教育長** すみません、この台本どおりじゃなくて。今回コロナの、この間会議終わったばかりなのでないのかなと思うんだけど、まん延防止も終わったので、何かありましたらコロナ関係お願いします。

**生涯学習部長** 生涯学習部のほうは以前から大きくは変わってはいません。各施設は時間どおり営業しています。

以上です。

**学校教育部長** 学校教育部です。学校のほうはまん延防止が解除になりましたので、特に部活動の関係につきましては、他校との練習試合等交流も可というふうにさせていただきましたが、25日から春休みに入りますので、春休み中も家庭での感染防止対策、あと体調が悪くなったときとか、陽性になった場合とか、その場合の連絡も春休み中もお願いしたいという保護者宛てのお願いの文書を出させていただきました。よろしくをお願いします。

以上です。

**教育長** ありがとうございます。

---

#### ◎閉 会

**教育長** それでは、以上をもちまして、令和4年3月臨時教育委員会会議を閉会いたします。

お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

閉会 午後 4時15分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員